

⑥伊方町道路整備事業

1 地域振興計画に基づく個別事業の基本計画及び内容

【事業の必要性】

伊方町においては、各集落へのアクセスは迂回路のない単線形状が大半を占め、唯一のアクセス道路も幅員が狭く見通しも悪い状況にあり、加えて構造物の老朽化も進行しており、現状は自然災害や不測の事故発生時における緊急輸送路の確保が十分でないことから、災害時の集落の孤立等が懸念され、町民の不安は絶えない状況にある。

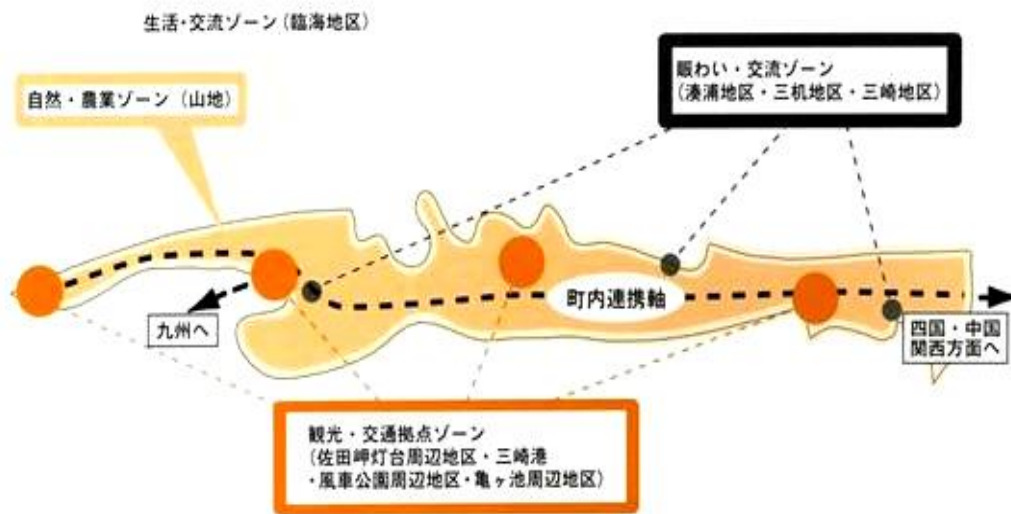
このような状況を改善するため、町民の日常生活の安心・安全の確保はもとより、災害時の道路の多重性の確保を目的として、安全な交通路の整備に取り組む必要がある。

実施にあたっては、各地区及び町民の協力のもとに、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を活用して、集落と基幹道路及び主要施設等を接続する町道の整備を行い、町民の日常生活の安心・安全の確保、さらには産業経済活動の充実を図ることとする。

なお、平成 22 年度から平成 26 年度まで核燃料サイクル交付金事業、平成 25 年度から平成 29 年度まで原子力発電施設立地地域共生交付金で同様に町道の整備を着実に実施してきており、新たな個所について、引き続き道路の改良及び新設を行うことにより、相乗効果も期待できると認識している。

【事業の全体計画】

- 計画地 伊方町管理道路（愛媛県 伊方町）
- 内 容 7 路線 （総延長 L=3,017m）
 - ・道路新設 （1 路線 L=1,400m、計画期間 H31～H37）
 - ・道路改良 （1 路線 L= 720m、計画期間 H30～H34）
（新設については、毎年度基金造成しながら事業実施。なお、新設・改良とも平成 35 年度以降についても他の財源で継続して事業を実施）
 - ・路面整備 （5 路線 L= 897m、計画期間 H30～H31）
- 期 間 平成 30 年度～平成 34 年度（5 年間）
- 事業費 総事業費 907,718 千円



■伊方町道路整備事業

◇ 目標 安心・安全のまちづくり・地域間交流の充実・地域産業の振興



2 各事業の事業主体

伊方町第2次総合計画の基本構想及び、地域振興計画に基づき伊方町が事業主体となって取り組んでいく。

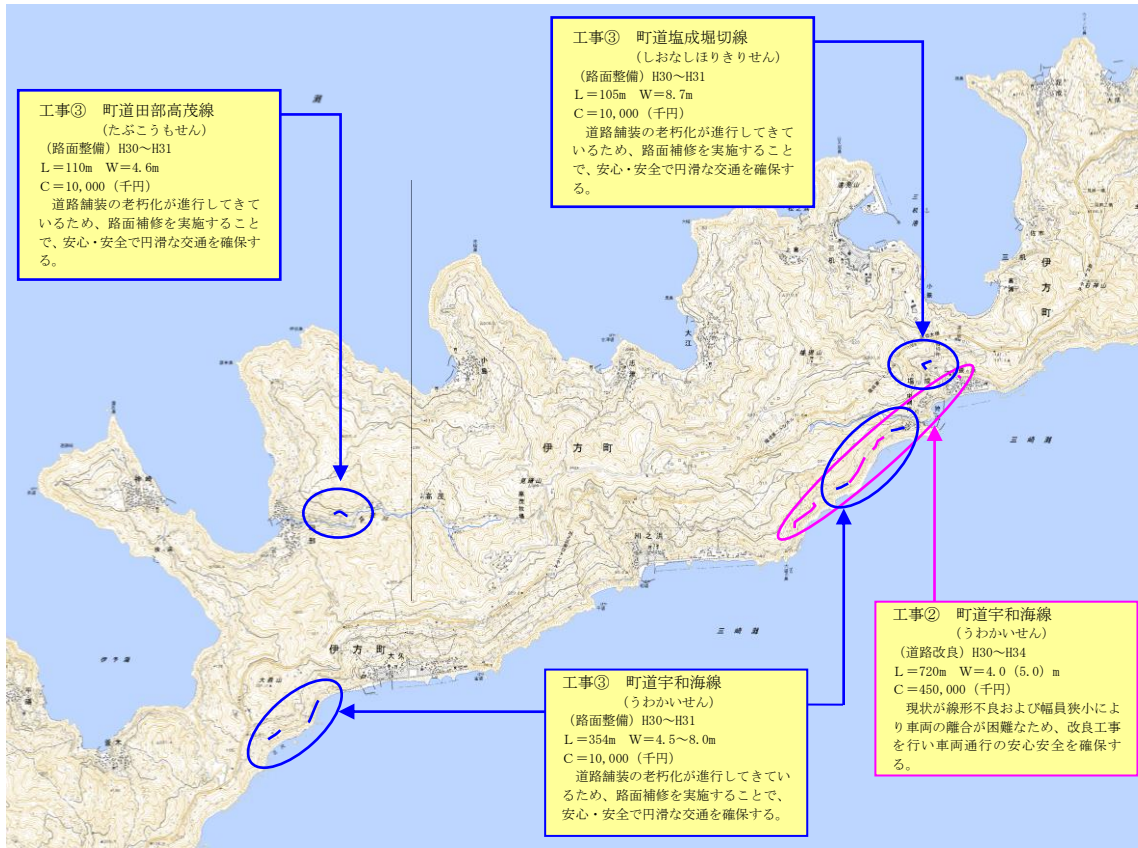
事業実施にあたっては、地区及び町民の協力を得ながら事業を進めるものとする。

実施事業	事業主体	主な事業内容	場所	備考
伊方町道路整備事業	伊方町	道路新設 (1 路線) L=1,400m (工事①) 道路改良 (1 路線) L=720m (工事②) 路面整備 (5 路線) L=897m (工事③)	伊方町	

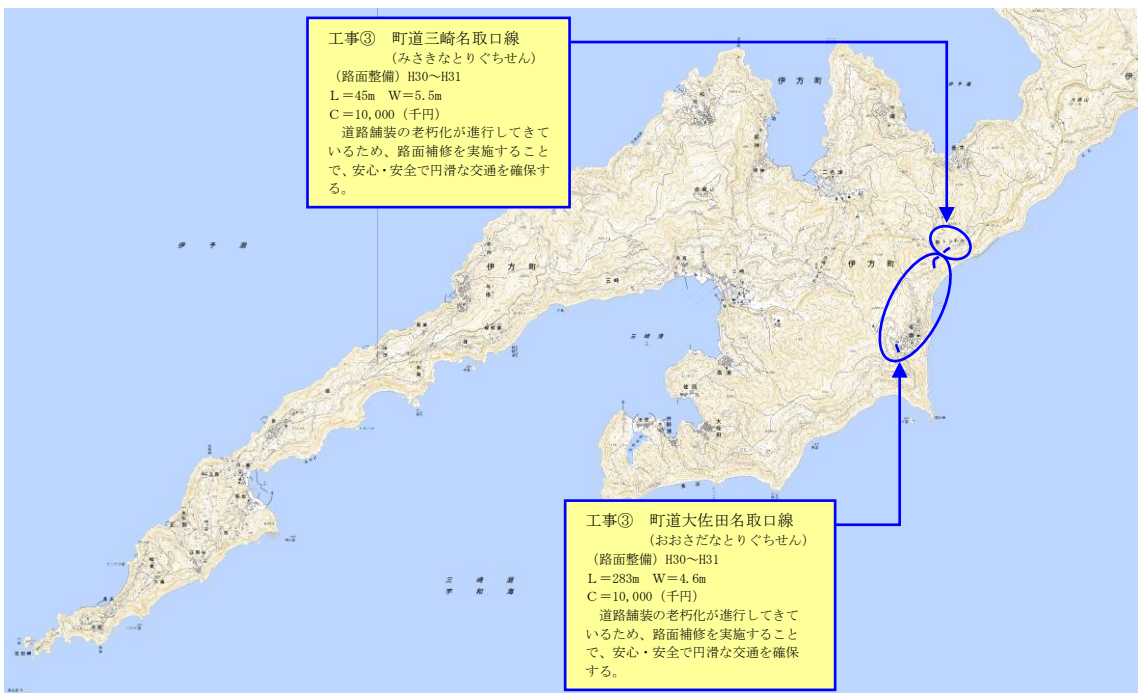
(伊方地域)



(瀬戸地域)



(三崎地域)



3 各事業の全体規模及び年度別実施スケジュール

実施事業	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度
・道路新設 L=1,400m (工事①) 基金造成	[Yellow arrow from H30 to H34]							
	[Yellow arrow from H31 to H37]							
・道路改良 L=720m (工事②)	[Yellow arrow from H30 to H34]							
	[Yellow arrow from H30 to H32]							

4 充当しようとする交付金の年度別交付対象経費及び年度別交付金額

[総括表]

(千円)

実施事業		H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	計	
伊 方 町 道 路 整 備 事 業	道路新設(基金) (工事①)	事業費	87,000	173,000	16,000	73,000	76,000	425,000
		交付金	87,000	173,000	16,000	73,000	76,000	425,000
	道路改良 (工事②)	事業費	67,240	73,136	100,000	100,000	100,000	440,376
		交付金	57,000	60,000	70,000	70,000	70,000	327,000
	路面整備 (工事③)	事業費	22,667	19,675				42,342
		交付金	18,000	15,000				33,000
	計	事業費	176,907	265,811	116,000	173,000	176,000	907,718
		交付金	162,000	248,000	86,000	143,000	146,000	785,000

〔個別事業の整備計画〕

路線名	工種	全体計画	事業内訳	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		概要		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
鳥津道路 (工事①)	道路新設	L=1,400m	基金造成	▶								
			工事		▶							
町道宇和海線 (工事②)	道路改良	L=720m	工事	▶								
町道塩成堀切線 (工事③)	路面整備	L=105m	工事	▶								
町道宇和海線 (工事③)	路面整備	L=354m	工事		▶							
町道田部高茂線 (工事③)	路面整備	L=110m	工事		▶							
町道三崎名取口 線 (工事③)	路面整備	L=45m	工事	▶								
町道大佐田名取口 線 (工事③)	路面整備	L=283m	工事	▶								

5 上記以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

該当なし

6 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営にかかる自治体の負担額

(1) 施設等の維持・運営主体

整備した施設の維持管理については、道路法に基づき伊方町が適切な管理を行うとともに、平成20年度より取り組んでいる伊方町地域環境対策作業チームを中心とし、地区の協力を得ながら施設維持に努める。

(2) 自治体の負担額

維持管理費用は、町の負担となるが、効率的かつ適正な維持管理を確保するため、地元地区の協力を得ながら行うこととする。

なお、整備した後の維持管理費としては、今回整備路線を含め町全体の幹線道路を中心として、概算で、年間約50,000千円を試算している。

7 地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由

伊方町は、日本のエネルギー政策の推進のため、原子力発電所の立地及び核燃料サイクルの一環であるプルサーマル計画の実施に協力してきた。

しかし、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、その設備に深刻な被害を及ぼすとともに原子力発電所に対する不安を与えるなど、住民の暮らしの安心・安全に対する関心が高まったと言える。さらに核燃料サイクルの遅延により、立地自治体として想定していた使用済燃料の速やかな搬出という原則が崩れ、サイト内への一時的な貯蔵が長期化している現状にある。

このような中、平成 28 年 8 月、四国電力（株）伊方原子力発電所 3 号機が再起動したが、福島事故後、原子力発電や放射線に対する住民の潜在的な不安はさらに高まっているものと思われる。再起動については、全ての地域住民が賛同しているわけではなく、町内外を含め一部に反対の意向を示す住民も根強く存在している。

また、伊方町は平成 17 年度に旧伊方町、旧瀬戸町、旧三崎町の三つの町が合併した関係で、立地町でなかった旧町（旧瀬戸町、旧三崎町）の町民の中には、原子力に関する知識や関心が十分でないために、原子力発電について正しく理解されていない地域住民も少なからず存在している。地域住民の理解を深めるためにも、原子力発電所立地地域としての地域振興策を推進していくことが大変重要であると考えている。

今回整備する路線は、集落と幹線道路（国道・県道）及び主要施設へのアクセス道路であり、少子高齢化に伴う道路利用形態の変化への対応及び、利用者が求める利便性の早期向上に向けた道路整備事業を行うことで、災害時の道路の多重性の確保と産業生産活動の振興を図り、かつ地域間交流の充実を図るものである。

よって、本事業に取り組むことにより、地域住民に対し、原子力発電所の設置による地域振興の実感を与えるとともに、原子力発電に対する地域住民の理解と安心感を高めることに繋がる。

8 地方公共団体で作成される長期的な地域振興計画との関係

伊方町における道路整備は、町の最上位計画である「伊方町第 2 次総合計画」に基づき、他の公共施設と同様に長寿命化を図りつつ、機能の維持と更新を図る事を施策の方針とし、「定住の希望を叶える、快適・安心・安全なまちづくり」をテーマに、1. 幹線への接続道路の整備、2. 地区内生活道路の整備、3. 第 2 輸送路（旧国道・県道）の拡幅改良を計画の上位に位置付け取組みを行っている。

道路の整備については、改良率が低い箇所等を重点的に整備することが基本であるが、地区からの要望等も大きな判断材料となっている。今回の 7 路線の選定理由

は、地区からの要望等を受けて現場を調査し、特に工事規模が大がかりであり工事費が膨らむ路線であることから、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を活用して整備を行うこととしたものである。

9 他の類似事業との比較

地域振興計画に位置付けられた事業の実施に当っては、道路法の道路として伊方町が通常行う事業と同じ基準（設計業務等標準積算基準書・共通仕様書、伊方町が施行する公共事業に伴う損失補償基準）に従って実施する。

10 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見

集落における少子高齢化の進行等により、日常生活及び産業経済活動等を含めた集落の維持のため、緊急車輛・通学バス・生活移動車等が安全に通行できる道路の確保について、地域住民等から、早急に何らかの対応を行うべきとの声があがっており、一部では自発的に道路除草等を行い既設道路の利用性向上に努める取組みも見られる。

また、伊方町まちづくりアンケートの「町の生活基盤の取組みで、今後、何が最も重要と考えるか。」の質問に対して、道路整備等の社会基盤整備の推進と、町内の拠点施設への連絡強化が上位を占める等、町民全体が道路整備を望む声が多い。

さらに、毎年、各地区から要望等があるなど道路整備は町民全体の切実な思いであり、地区及び町民が事業実施に向けて取り組んでいくべきとの方向性が確認されている。

11 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法

再掲（P50、消防設備等整備事業（伊方町）を参照）

12 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

○これまでの状況

各地区から道路整備に関する要望が提出されている。

○今後の地域住民の協力・支援体制づくり

平成30年度以降、本格的に要望事項に応えるべく道路整備事業に取り組んでいくことになるが、起業地確保にあたり各地区において地元建設委員会等の組織作

りが行われており、円滑な事業推進に取り組んでいく体制作りが行われている。

13 地域振興計画の期待される効果

○安心・安全のまちづくり

災害に強い道路を構築し、主要施設へのアクセスを向上させることにより、有事に備えた日常生活の安心・安全が確保できる。

○地域間交流の充実

地域間交流の充実を図ることにより、点在する集落の一体化及び町内連携軸の強化が図られ強固なコミュニティが構成される。

○地域産業の振興

交通流の円滑化により、農林水産業に係る従業者の負担低減を図り、生産性の向上が期待できる。